

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別項目】

c. 専門人材マッチング

- 専門人材強化に向け、次の取り組みを進める。専門人材ニーズに対応した取引先企業・パートナー企業との人材の相互派遣やトレードを積極的に行います。
- 公的支援機関や先導的人材マッチング事業採択者と連携し、地域内での人材の相互派遣やトレードを積極的に行います。
- 取引先企業・パートナー企業と、専門人材の育成に関する教育訓練やカリキュラム情報を共有し、相互補完的な専門人材育成とマッチングを進めます。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に関するノウハウの提供、健康推進施策の共同実施等）

- 健康診断の実施：従業員に対して定期的な健康診断を推奨し、健康状態の把握や早期発見に努め健康リスクの早期対応が可能となる。
- 健康に関する情報提供：従業員に健康に関する情報を提供することで自己管理意識を高めます。
- フレックスタイムの導入：ワークライフバランスを意識した生活が送れるよう、健康経営の方向性を共に検討していく環境作りを進める。

2. 振興基準の順守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費

やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件（約束手形は振り出さない）

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（ファイティ）」になるよう分かち合います。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理に依頼・交渉します。
- 約束手形の利用は今後も使用せず、現金にて支払いするよう努めます。

2024年6月5日

有限会社 スト一電機

企 業 名

代表取締役 須藤 孝一

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。